

病床機能の転換等を支援します！

(病床機能分化・連携推進基盤整備事業)

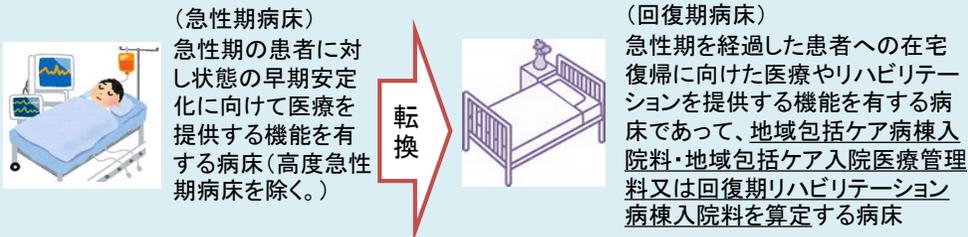
概要

- 病床の機能分化・連携を推進し、将来の医療需要に対応できる医療提供体制の構築を図るため、
- 急性期病床から回復期病床への転換及びこれに付帯する施設や設備の整備費用の一部を助成します。
 - 急性期病床の削減に伴い病室を他の用途へ変更する場合など、病院の事業縮小の際に要する費用の一部を助成します。

病床転換に係る事業の補助対象

急性期病床から回復期病床への転換を推進するための次の経費を助成します。

①急性期病床から回復期病床への転換に必要な経費



②医学的リハビリテーション施設の整備に必要な経費



機能訓練室

(例) 機能訓練室、水治療室、理学療法室、作業療法室 等

③医療器具等の購入に必要な経費



平行棒



治療浴装置

(例) 治療浴装置、平行棒、訓練台、リハビリベッド 等

補助基準額

①施設整備 (新築・増改築)	転換する病床 1床当たり 9,000千円
(改修)	転換する病床 1床当たり 4,270千円
②施設整備 (医学的リハ施設の整備)	1㎡当たり (上限450㎡) (鉄筋コンクリート) 244,600円 (ブロック) 213,200円
③設備整備	1施設当たり 10,500千円

補助金の計算

補助対象経費※

× 1/2以内

※実際にかかった経費と基準額のうち少ない方

主な実施要件

事業の実施に当たっては、宮城県地域医療構想調整会議で、合意を得る必要があります。

◇問い合わせ先◇

宮城県保健福祉部
医療政策課企画推進班
電話

(022)211-2618

電子メール

iryoseisk@pref.miyagi.lg.jp

病床機能の転換等を支援します！

(病床機能分化・連携推進基盤整備事業)

病院の事業縮小に係る事業の補助対象

急性期病床の削減に伴い病室を他の用途へ変更する場合など、病院の事業縮小の際に要する次の費用を助成します。

- ①急性期病床の削減に伴い不要となる病室を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修に要する経費
- ②急性期病床の削減に伴い不要となる建物の病室分や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る次の損失※
 - 固定資産除却損
 - 固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）
 - 固定資産売却損（売却収入を含む）※財務諸表上の特別損失に計上される金額に限ります。
- ③急性期病床の削減に伴い退職する職員の早期退職制度※の活用により上積みされた退職金の割増相当額
※法人等の就業規則等で定めたものに限ります。

補助基準額

①施設整備 (急性期病床の削減に伴う病室の他の用途への変更)	用途変更面積 1㎡当たり (鉄筋コンクリート) 244,600円 (ブロック) 213,200円
②特別損失 (急性期病床の削減に伴うもの)	—
③退職金の割増相当額 (急性期病床の削減に伴うもの)	早期退職制度を活用する職員1人当たり 6,000千円

補助金の計算

補助対象経費※
× 1/2以内

※実際にかかった経費と基準額のうち少ない方

主な実施要件

事業の実施に当たっては、宮城県地域医療構想調整会議で、合意を得る必要があります。

※「補助金の計算」や「主な実施要件」については、「病床転換に係る事業」と同じです

◇問い合わせ先◇

宮城県保健福祉部
医療政策課企画推進班
電話

(022)211-2618

電子メール

iryoseisk@pref.miyagi.lg.jp

※補助対象経費には、ここに記載されているもの以外にも条件がありますので、本事業実施要領を御確認の上、詳しくは、宮城県医療政策課宛てにお問い合わせください。